

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 様

医療法人の住所	三重県四日市市生桑町584-4
医療法人の名称	医療法人 山本整形外科
理事長	山本秀紀
電話	059 (333) 0220

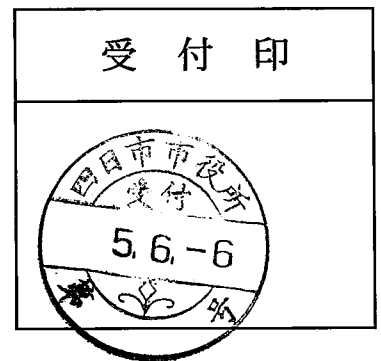


決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、
 医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山本整形外科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市生桑町584番地の4
- (3) 設立認可年月日 昭和63年12月16日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 1月13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	山 本 秀 紀	山本整形外科診療所管理者
理事	山 本 きよ子	
同	前 川 千 代	
同	岡 島 彩	
監 事	山 口 泰 生	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	(医) 山本整形外科 診療所	三重県四日市市生桑町584番地の4	一般病床 0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

特になし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4 年 5 月 28 日 令和 3 年度決算の決定
 令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 山本 整形 外科
所在地 三重県四日市市生桑町584番地の4

※医療法人整理番号 05

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 508,962 千円 ✓
2. 負 債 額 9,648 千円 ✓
3. 純 資 産 額 499,313 千円 ✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	429,005
B 固 定 資 産	79,957
C 資 産 合 計 (A+B)	508,962 ✓
D 負 債 合 計	9,648 ✓
E 純 資 産 (C-D)	499,313 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人山本整形外科
 所在地 三重県四日市市生桑町584番地の4

※医療法人整理番号 05

貸借対照表
 (令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	429,005	I 流動負債	9,648
II 固定資産	79,957	II 固定負債	0
1 有形固定資産	36,365	負債合計	9,648
2 無形固定資産	1,283	純資産の部	
3 その他の資産	42,308	科目	金額
		I 資本金	0
		II 資本剰余金	7,000
		III 利益剰余金	492,313
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	499,313
資産合計	508,962	負債・純資産合計	508,962

法人名 医療法人 山本 整形 外科
 所在地 三重県四日市市生桑町584番地の4

※医療法人整理番号 05

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	172,932
2 事業費用	153,633
本来業務事業利益	19,299
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	19,299
II 事業外収益	8,428
III 事業外費用	0
経常利益	27,728
IV 特別利益	0
V 特別損失	4,248
税引前当期純利益	23,479
法人税等	6,166
当期純利益	17,313

監事監査報告書

医療法人 山本整形外科
理事長 山本秀紀 殿

私は、医療法人山本整形外科の令和5会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 20 日

医療法人 山本整形外科

監事

山本秀紀 